



住民福祉課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ほりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



75歳以上の方の お出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で購入します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から2020年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和20年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

人権擁護委員を 紹介します

人権擁護委員は、地域の皆さんからの、人権に関する相談に応じています。

- ・ いじめ、体罰を受けた
- ・ 暴行、虐待を受けた
- ・ 差別を受けた
- ・ 名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- ・ セクシユアル・ハラスメントを受けた
- ・ インターネット上で誹謗中傷された

などの悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。面接、電話、インターネットなどで相談を受け付けております。

詳しくは、和歌山地方方法務局御坊支局(☎22・0335)または、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

人権擁護委員の皆さん



楠山 護さん(萩原)



塩崎 貢さん(比井)



楠原 晃紹さん(上志賀)

100歳おめでとございます!



御影喜代子さん

大正8年12月9日生

12月9日(月)に、松本町長がお祝いに訪問しました。いつまでもお元気で!

2月17日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

人権相談・行政相談。
心配ごと相談合同
相談所開設のお知らせ

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。
詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

